

○新潟大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号)

目次

第 1 章 総則

- 第 1 節 本学の目的(第 1 条)
- 第 2 節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 節 本学の組織(第 4 条－第 18 条)
- 第 4 節 職員、組織の長及び学長等の職務(第 19 条－第 33 条)
- 第 5 節 教育研究評議会及び教授会(第 34 条・第 35 条)
- 第 6 節 学年、学期及び休業日(第 36 条－第 38 条)

第 2 章 学部通則

- 第 1 節 修業年限及び在学年限(第 39 条・第 40 条)
- 第 2 節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等(第 41 条－第 43 条の 2)
- 第 3 節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、授業期間、他大学の授業科目の履修等(第 44 条－第 59 条)
- 第 4 節 卒業、学位の授与(第 60 条・第 61 条)
- 第 5 節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍(第 62 条－第 71 条)
- 第 6 節 表彰及び懲戒(第 72 条・第 73 条)
- 第 7 節 検定料、入学料及び授業料(第 74 条－第 79 条)

第 3 章 補則

- 第 1 節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生(第 80 条－第 84 条)
- 第 2 節 全学講義、公開講座及び市民開放授業(第 85 条－第 86 条の 2)
- 第 3 節 養護教諭特別別科(第 87 条)
- 第 4 節 寄宿舍(第 88 条－第 90 条)
- 第 5 節 特別の課程(第 91 条)
- 第 6 節 規則等への委任(第 92 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 本学の目的

(本学の目的)

第 1 条 新潟大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第 2 節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

(点検及び評価)

- 第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育又は研究、組織及び運営並びに施設及び設備(第 3 項及び次条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 前 2 項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 40 条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、本学の教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 本学に、次に掲げる学部を置く。

人文学部

教育学部

法学部

経済科学部

理学部

医学部

歯学部

工学部

農学部

創生学部

2 前項の学部 zu 置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	2,160	530		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	260	65		
合計		9,279	2,200	5	87

3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第5条 削除

(附属病院)

第6条 医学部及び歯学部 zu、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第7条 工学部及び農学部 zu、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。

工学部 工学力教育センター

農学部 フィールド科学教育研究センター

(附属学校園)

第8条 本学に、附属学校園として、次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、附属学校部長が別に定める。

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。

(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会科学系

(2) 自然科学系

(3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(全学共同教育研究組織)

第11条の2 本学に、全学共同教育研究組織として、アジア連携研究センター、佐渡自然共生科学センター、日本酒学センター及びビッグデータアクティベーション研究センターを置く。

2 佐渡自然共生科学センターに、次に掲げる施設を置く。

(1) 演習林

(2) 朱鷺・自然再生学研究施設

(3) 臨海実験所

(機構)

第12条 本学に、教育基盤機構、大学院教育支援機構、研究統括機構、社会連携推進機構、DX推進機構及び学術資料運営機構を置く。

2 教育基盤機構に、次に掲げる部門を置く。

(1) 教学マネジメント部門

(2) アドミッション部門

(3) キャンパスライフ支援部門

(4) 未来教育開発部門

3 教育基盤機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 全学教職センター
- (2) 国際センター
- 4 大学院教育支援機構に、次に掲げる部門及び室を置く。
 - (1) 大学院改革推進部門
 - (2) PhD リクルート室
- 5 研究統括機構に、次に掲げる部門を置く。
 - (1) 研究マネジメント部門
 - (2) 研究支援部門
 - (3) 研究倫理・リスク管理部門
- 6 研究統括機構に、次に掲げる組織を置く。
 - (1) 共用設備基盤センター
 - (2) 超域大学院
 - (3) ELSI センター
- 7 社会連携推進機構に、次に掲げる部門を置く。
 - (1) 地域協働部門
 - (2) 地域人材育成部門
 - (3) 産学イノベーション推進部門
- 8 社会連携推進機構に、組織として、ベンチャリング・センターを置く。
- 9 DX 推進機構に、次に掲げる部門を置く。
 - (1) サイバーセキュリティ部門
 - (2) デジタル教育支援基盤部門
- 10 DX 推進機構に、組織として、情報基盤センターを置く。
- 11 学術資料運営機構に、次に掲げる組織を置く。
 - (1) 附属図書館
 - (2) 旭町学術資料展示館

第 13 条 本学に、経営戦略本部、危機管理本部、保健管理・環境安全本部及び未来ビジョン実現本部を置く。

- 2 経営戦略本部に、次に掲げる室を置く。
 - (1) 学長室
 - (2) 広報室
 - (3) UA 室
- 3 経営戦略本部に、次に掲げる組織を置く。
 - (1) 評価センター
 - (2) ダイバーシティ推進センター
- 4 危機管理本部に、組織として、危機管理センターを置く。
- 5 保健管理・環境安全本部に、次に掲げる組織を置く。
 - (1) 保健管理センター
 - (2) 環境安全推進センター

(附属学校部)

第 14 条 本学に、附属学校部を置く。

第 15 条及び第 16 条 削除

(事務局)

第 17 条 本学に、事務局を置く。

(組織等の設置)

第 18 条 本学に，第 4 条から前条までに定める組織等のほか，学長が定めるところにより，その他の組織を置くことができる。

第 4 節 職員，組織の長及び学長等の職務

(職員)

第 19 条 本学に，次に掲げる職員を置く。

学長

副学長

教授

准教授

講師

助教

助手

園長

校長

教頭

主幹教諭

指導教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭

事務職員

技術職員

教務職員

その他必要な職員

(学部長)

第 20 条 学部に，それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第 21 条 医歯学総合病院に，病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第 22 条 学部附属の教育研究施設に，それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第 23 条 附属学校に，それぞれ長を置く。

(学系長等)

第 24 条 教育研究院の学系に，それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に，それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第 25 条 附置研究所に，それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に，それぞれ長を置く。

(全学共同教育研究組織の長)

第 25 条の 2 全学共同教育研究組織に，それぞれ長を置く。

(機構長等)

第 26 条 機構に，それぞれ機構長を置く。

- 2 第12条第2項から第11項までの規定により置くこととされる部門及び室並びに組織に、それぞれ長を置く。

(本部長等)

第27条 本部に、それぞれ本部長を置く。

- 2 第13条第2項から第5項までの規定により置くこととされる室及び組織に、それぞれ長を置く。

(附属学校部長)

第28条 附属学校部に、部長を置く。

第29条及び第30条 削除

(組織の長の任命等)

第31条 第20条から第28条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則(以下「組織の長等に関する規則」という。)で定める。

(組織の長を補佐する者)

第32条 第20条から第28条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第33条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 3 第20条から第28条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第5節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第34条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第35条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第37条 前条の学年を、次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第38条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏期休業(8月11日から9月30日まで)

(4) 冬期休業(12月27日から翌年1月6日まで)

(5) 春期休業(3月11日から3月31日まで)

- 2 必要がある場合は、各学部は、学長の承認を得て、休業日を変更することができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、各学部は、学長の承認を得て、臨時の休業日を定めることができる。

- 4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第39条 本学の学部修業年限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文学部、教育学部、法学部、経済科学部、理学部、医学部(保健学科に限る。)、歯学部(口腔生命福祉学科に限る。)、工学部、農学部及び創生学部においては、4年とする。
 - (2) 医学部(医学科に限る。)及び歯学部(歯学科に限る。.)においては、6年とする。
- 2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部(医学部にあつては医学科又は保健学科、歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 学生が本学の学部在学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第41条 本学の学部に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認めたものは、本学の学部に入學することができる。

(入学の時期)

第42条 本学の学部の入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入學させることができる。

(入学者の選抜等)

第43条 本学の学部に入學を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

- 2 前項の入学者選抜における合格者の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。
(入学の許可)

第 43 条の 2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入学を許可する。

第 3 節 教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，授業期間，他大学の授業科目の履修等
(教育課程の編成方針)

第 44 条 本学は、本学及び学部等(学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
(教育課程の編成方法等)

第 45 条 本学は、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し、教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成方法等に関し必要な事項は、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 46 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
(授業科目の開設計画)

第 47 条 各年度における授業科目の開設計画は、各学部の教育課程に基づき、新潟大学における授業科目の開設に関する規程の定めるところに従い、教育基盤機構が決定するものとする。

- 2 教育基盤機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。
(授業科目の履修方法等)

第 48 条 授業科目の区分並びにそれらの単位数，履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。
(単位の計算方法)

第 49 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前 2 項の規定に基づき、教育基盤機構が定める。
(単位の授与)

第 50 条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし、前条第 2 項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
(成績評価基準等の明示等)

第 51 条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 52 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 53 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 54 条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週、15 週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。(他の大学等における授業科目の履修等)

第 55 条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。
- 3 前 2 項の規定に基づき学生が修得した他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目の単位については、60 単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。
- 4 前 3 項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)又は外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第 55 条の 2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第 3 項及び第 4 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 55 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大

学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第55条第3項及び第4項、第55条の2第1項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第39条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第59条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第4節 卒業、学位の授与

(卒業)

第60条 卒業の要件は、第39条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては、188単位以上)を修得するものとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、新潟大学学士課程における教育課程の編成方法等に関する規則(令和6年規則第〇号。以下「教育課程編成方法等規則」という。)第3条第4項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては、188単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が124単位を超える場合は、教育課程編成方法等規則第3条第3項の授業の方法により64単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては、128単位以上)の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

- 3 学校教育法第89条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第39条第1項第1号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に規定する要件を満たさなければならない。

- 4 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(学士の学位の授与)

第61条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍

(編入学)

第 62 条 本学の学部編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定によるもののほか、第 4 条第 2 項の表に第 2 年次編入学定員又は第 3 年次編入学定員の定めがある学部編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。
- 3 前 2 項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(再入学)

第 63 条 本学の学部を第 70 条の規定により退学した者又は第 71 条第 1 項第 4 号に該当し除籍された者で、同一の学部再入学することを志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。
- 3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第 64 条 本学の学部の学生で本学の他の学部転部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

- 2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で本学の学部転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。
- 3 前項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。
- 4 前 2 項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第 65 条 疾病その他の事由により、引き続き 2 月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

- 2 疾病その他の事由によって、修学することが不適当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 66 条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

- 2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第 1 年次及び第 2 年次、第 3 年次及び第 4 年次並びに第 5 年次及び第 6 年次の各 2 学年間におけるそれぞれの休学期間は、通算して 2 年を超えることができないものとする。
- 3 休学期間は、第 40 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 67 条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

- 2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。
(転学)

第 68 条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 69 条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2 留学した期間は、第 39 条第 1 項に規定する修業年限及び第 40 条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第 70 条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第 71 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 40 条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第 66 条第 1 項ただし書に規定する休学期間を超えた者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の免除(全額免除を除く。)又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(5) 行方不明の届出のあった者

2 前項第 1 号により除籍された者が、除籍された日の翌日から起算して 3 年以内に未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、学期の始めに限り、当該学部の教授会の議を経て、学部長が復籍を許可することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者の在学期間の通算については、その学部が認定する。

第 6 節 表彰及び懲戒

(表彰)

第 72 条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、学部長は、その学部所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第 73 条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第 7 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第 74 条 本学の学部、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 75 条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第 76 条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の 2 期に分け、それぞれ次の期において、年額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。

前期 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期 10月1日から11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第77条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

- 2 学期の途中において、第68条の規定に基づき転学し、若しくは第70条の規定に基づき退学し、又は第73条第2項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第1項に規定するその期の授業料を徴収する。

- 3 第73条第2項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第78条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

- (1) 出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下2段階目の選抜」という。)を行う場合において検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料の額
 - (2) 学部の一般選抜及び欠員補充第2次募集の出願受付後において、出願した者が大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額
 - (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額
 - (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額
 - (5) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額
 - (6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額
- 2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。

(検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第79条 検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

- 2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

- 3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

第3章 補則

第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第80条 本学の学生以外の者で、教育基盤機構が公示する一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は、選考の上、教育基盤機構教学マネジメント部門において科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第81条 本学の学生以外の者で、本学の学部、附置研究所その他学内組織において、特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第82条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で、教育基盤機構が公示する授業科目の履修を希望する者がある場合は、その他の大学等との協議に基づき、選考の上、本学の学部又

は教育基盤機構教学マネジメント部門若しくは教育基盤機構国際センターにおいて特別聴講学生として入学を許可することがある。

(学部通則の適用)

第 83 条 本節に規定する科目等履修生、研究生及び特別聴講学生には、第 36 条から第 38 条まで、第 70 条から第 73 条及び第 78 条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(外国人留学生)

第 84 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入學を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第 2 節 全学講義、公開講座及び市民開放授業

(全学講義)

第 85 条 学生の総合的知見を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第 86 条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する。

(市民開放授業)

第 86 条の 2 教育・研究成果を広く地域社会に還元するため、授業科目を一般市民に開放することができる。

第 3 節 養護教諭特別別科

(養護教諭特別別科)

第 87 条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

第 4 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 88 条 本学に、寄宿舍を置く。

(寄宿料)

第 89 条 寄宿料は、本学が定める額とし、徴収方法については、別に定める。

2 納付した寄宿料は、還付しない。

(寄宿料の免除)

第 90 条 寄宿料は、別に定めるところにより、免除することがある。

第 5 節 特別の課程

(特別の課程)

第 91 条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第 6 節 規則等への委任

第 92 条 この学則に特別の定めがあるもののほか、この学則の規定に基づく組織の内部組織、運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については、学長、組織の長等が規則、規程等で定めることができる。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 117 号)第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下「旧新潟大学」という。)の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「学部等」という。)は、第 4 条及び第 7 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在

学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例による。

- 3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人文学部	人文学科	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820	820
医学部	医学科	794	767	740	713	680	640
	保健学科	680	680	680	680	680	680
	計	1,474	1,447	1,420	1,393	1,360	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
農学部	農学科	720	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	260	260	260	260	260	260
合計		9,473	9,446	9,419	9,392	9,359	9,319

- 4 第4条第2項の表に掲げる入学定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和6年度
人文学部	人文学科	人 210
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170
経済科学部	総合経済学科	350
理学部	理学科	200
医学部	医学科	140
	保健学科	160
	計	300
歯学部	歯学科	40
	口腔生命福祉学科	20
	計	60
工学部	工学科	530
農学部	農学科	175
創生学部	創生学修課程	65
合計		2,240

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学し、現に在学する者の在学年限及び休学期間の取扱いについては、改正後の第 40 条及び第 66 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育人間科学部は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 2 項の規定中人文科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 12 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第 63 条第 1 項並びに第 71 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の表に掲げる経済科学部の第 3 年次編入学定員については、この学則の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、「10」とあるのは「0」とする。

- 2 経済学部は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学部
に在学する者並びに令和2年4月1日以後にこれらの者と同一年次に編入学、再入学及び転入
学した者が当該学部で在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前に入学した学生の主専攻プログラム及び副専攻プログラムの取扱いにつ
いては、改正後の第45条及び第61条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

○新潟大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 30 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号)第 61 条第 2 項及び新潟大学大学院学則(平成 16 年大学院学則第 1 号)第 38 条の規定に基づき、新潟大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位の種類は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学位授与の要件等)

第 3 条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

5 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(授与する学位)

第 4 条 前条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき本学が授与する学位は、その学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。この場合において、学士、修士、博士及び修士(専門職)の学位には同表右欄に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科	付記する専攻分野の名称
学士	人文学部 教育学部 法学部 経済科学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部 創生学部	文学 教育学 法学 経済学、経営学又は学術 理学 医学、看護学又は保健学 歯学又は口腔保健福祉学 工学 農学 学術
修士	現代社会文化研究科 自然科学研究科 保健学研究科 医歯学総合研究科	文学、法学、行政学、経済学、公共経営学、経営学又は学術 学術、理学、工学又は農学 保健学 医科学又は口腔保健福祉学
博士	現代社会文化研究科 自然科学研究科 保健学研究科 医歯学総合研究科	学術、文学、法学、経済学又は教育学 学術、理学、工学又は農学 保健学 医学、歯学、口腔保健福祉学又は学術

修士(専門職)	教育実践学研究科	教職
---------	----------	----

- 2 前条第4項の規定に基づき本学が授与する博士の学位には、その学位に係る博士論文の内容に応じ、前項の表の現代社会文化研究科、自然科学研究科、保健学研究科及び医歯学総合研究科を修了した者に授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称と同一のものを付記するものとする。

第2章 学士の学位の授与 (学士の学位の授与)

第5条 学部長は、学士の学位を授与すべき者か否かを教授会において審議し、学位(学士)授与候補者報告書により、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受け、学士の学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第3章 在学者の学位論文審査等の手続 (在学者の学位論文審査出願等の手続)

第6条 第3条第2項又は第3項の規定に基づき、修士論文又は博士論文の審査及び最終試験を受けようとする学生は、所属する研究科が別に定める期日までに、論文審査出願書に学位論文及びその研究科が定める書類を添え、その研究科の研究科長に提出しなければならない。(審査委員等)

第7条 研究科長は、前条の規定に基づき提出された論文審査出願書及び学位論文を受理したときは、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)にその学位論文の審査及び最終試験を付託するものとする。

- 2 教授会等は、審査する学位論文ごとに、その研究科を担当する教授のうちから3人以上の者を審査委員(主査1人及び副査2人以上とし、必要があるときは、准教授を充てることができる。)として選出し、その学位論文の審査及び最終試験に当たらせるものとする。ただし、教授会等の議を経て、講師又は助教を審査委員に加えることができる。
- 3 研究科長は、教授会等が審査のため必要があると認めたときは、前項の審査委員に加えて、その研究科若しくは本学大学院の他の研究科、研究所等の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(最終試験)

第8条 第3条第2項及び第3項の最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、その学位論文を中心としてこれに関連のある専門分野について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

第4章 博士課程を経ない者の博士論文審査等の手続 (博士課程を経ない者の博士論文審査出願等の手続)

第9条 第3条第4項の規定に基づき、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を受けようとする者は、博士論文審査申請書、博士論文及びその他の別に定める書類を学長に提出するとともに、本学が定める額の審査手数料を納付しなければならない。

- 2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び学力の確認を受けようとするときも前項の規定による。この場合において、その者が退学後1年以内の者であるときは、審査手数料の納付は要しないものとする。
- 3 納付した審査手数料は、還付しない。

(審査委員等)

第10条 学長は、前条の規定に基づき提出された博士論文審査申請書及び博士論文を受理したときは、その博士論文の主題等に応じて博士課程の研究科のうちから一の研究科を指定し、その研究科の研究科長にその博士論文の審査及び学力の確認を委嘱するものとする。

- 2 研究科長は、前項の委嘱を受けたときは、その研究科の教授会等にその博士論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。
- 3 教授会等は、前項の付託を受けたときは、その博士論文の主題等に応じて、その研究科を担当する教授のうちから3人以上の者を審査委員(主査1人及び副査2人以上とし、必要があるときは、准教授を充てることができる。)として選出し、その博士論文の審査及び学力の確認に当たらせるものとする。ただし、教授会等の議を経て、講師又は助教を審査委員に加えることができる。
- 4 学長は、教授会が審査のため必要があると認めたときは、前項の審査委員に加えて、その研究科若しくは本学大学院の他の研究科、研究所等の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(学力の確認)

第11条 学力の確認は、その博士論文を中心としてこれに関連のある専門分野及び外国語について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

- 2 前項の外国語の種類等については、その研究科の教授会の定めるところによる。
- 3 第9条第2項本文の規定に該当する者で、本学大学院の博士課程の研究科が別に定める年限以内に学位論文を提出し、審査を受ける者については、前2項の学力の確認を免除することができる。

第5章 修士及び博士の学位の授与

(提出する学位論文等)

第12条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

- 2 学位論文の審査のため必要があるときは、その学位論文の翻訳、その学位論文の内容に係のある模型、標本等の参考資料を提出させることがある。
- 3 提出された学位論文は、返還しない。

(審査期間)

第13条 第6条の規定に基づき提出された学位論文の審査及び最終試験は、その学位論文を提出した学生の在学期間内に終了するものとする。

- 2 第9条第1項及び第2項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び学力の確認は、その博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、文書をもって教授会等に報告するものとする。

第15条 削除

(修士又は博士の学位の授与)

第16条 研究科長は、第14条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきか否かを教授会等において審議し、修士の学位を授与すべき者にあつては、学位(修士)授与候補者報告書により、博士の学位を授与すべき者にあつては、次に掲げる書類により、学長に報告するものとする。

- (1) 学位(博士)授与候補者報告書
- (2) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨
- (3) 最終試験又は学力の確認の結果の要旨

- 2 学長は、前項の報告を受け、修士又は博士の学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第6章 専門職学位の授与

(専門職学位の授与)

第 17 条 研究科長は、専門職学位を授与すべき者か否かを教授会で審議し、専門職学位授与候補者報告書により、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受け、専門職学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第 7 章 補則

(論文要旨等の公表)

第 18 条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、その博士の学位を授与した日から 3 月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、その博士の学位を授与された日から 1 年以内に、その博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、その博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、その教授会等の承認を受けて、その博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、その研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第 20 条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、学位の名称の次に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第 21 条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、その教授会等の議を経て、その学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第 22 条 学士、修士及び博士並びに専門職学位の学位記、第 5 条の学位(学士)授与候補者報告書、第 16 条の学位(修士)授与候補者報告書、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類の様式並びに第 17 条の専門職学位授与候補者報告書は、別記様式第 1 号から別記様式第 12 号までのとおりとする。

(学位記の再交付)

第 23 条 学位記の再交付は、特別な事由があると学長が認めた場合に限り行うことができる。

2 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記して学長に願い出なければならない。

(研究科規程等への委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各研究科が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学部、人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学研究科及び歯学研究科に係る学位及び専攻分野の名称並びに現代社会文化研究科に平成 15 年度以前に入学した学生に係る専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお新潟大学学位規則(平成 4 年規則第 9 号)の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 12 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 5 号)
- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 教育人間科学部に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 7 号)
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 25 年 4 月 26 日規則第 4 号)
- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 平成 25 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)前に博士の学位を授与した場合の論文要旨等の公表については、改正後の第 18 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 適用日前に博士の学位を授与された者の博士論文の公表については、改正後の第 19 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 6 号)
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 1 号)
- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 実務法学研究科に係る学位の名称及び学位記の様式は、第 4 条及び第 22 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 11 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 29 年 3 月 9 日規則第 5 号)
- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 教育学部に平成 28 年度以前に入学した学生に係る専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 教育学研究科(教育実践開発専攻を除く。)及び技術経営研究科に平成 28 年度以前に入学した学生に係る学位の名称は、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日規則第 17 号)
この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 13 日規則第 2 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 5 号)
- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 30 年度以前に教育学研究科に入学した学生に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日規則第 2 号)

- 1 この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経済学部に係る学位の名称及び学位記の様式は，第 4 条第 1 項の表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 7 月 2 日規則第 22 号)

この規則は，令和 2 年 7 月 2 日から施行し，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

○新潟大学工学部規程

(趣旨)

第1条 新潟大学工学部（以下「本学部」という。）の教育課程の編成，学生の履修方法，卒業の要件等に関し必要な事項については，新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(本学部の教育研究の目的)

第2条 本学部は，工学に関する教育研究を通じて基礎的な専門知識と教養を習得させ，自然・社会に対する倫理的な判断能力，基礎理論・技術を理解する能力，課題を発見し解決する能力，コミュニケーション能力をもち，社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(学科)

第3条 本学部に，工学科を置く。

(分野及び学位プログラム)

第4条 工学科に，次に掲げる分野及び学位プログラムを設ける。

分野	学位プログラム
力学分野	機械システム工学プログラム 社会基盤工学プログラム
情報電子分野	電子情報通信プログラム 知能情報システムプログラム
化学材料分野	化学システム工学プログラム 材料科学プログラム
建築分野	建築学プログラム
融合領域分野	人間支援感性科学プログラム 協創経営プログラム

2 学生は，分野を決定の上，入学するものとする。

3 学生は，第1年次の学年の終わりまでに，第1項の学位プログラムのうちのいずれか一つを選択するものとする。

4 学生の所属する学位プログラムの決定方法は，別に定める。

(履修コース)

第5条 化学システム工学プログラムに，次に掲げる履修コースを設ける。

応用化学コース

化学工学コース

(スマート・ドミトリー・クラス)

第6条 第4条第1項に定める分野及び学位プログラムのほか，学生の研究能力を養成することを目的として，スマート・ドミトリー・クラスを設ける。

2 スマート・ドミトリー・クラスを選択できる学生は，工学部附属工学力教育センターにおいて選考の上，決定する。

3 スマート・ドミトリー・クラスを選択する学生は，分野及び学位プログラムの学修と合わせて，これに係る学修を行うものとする。

(教育課程)

第7条 本学部の教育課程は，教養教育に関する授業科目（以下「教養系科目」という。）及び専門教育に関する授業科目（以下「学部専門系科目」という。）により編成する。

2 学部専門系科目は，専門基礎科目群及び専門応用科目群に区分し，専門基礎科目群の授業科目を，必修科目，選択必修科目及び選択科目の3種類に分け，専門応用科目群の授業科目を，必修科目，選

択必修科目、選択科目、特殊選択科目及び自由科目の5種類に分ける。

(履修方法)

第8条 学生は、別表第1の定めるところにより、教養系科目及び学部専門系科目の授業科目について、124単位以上を修得しなければならない。

- 2 別表第1に規定する教養系科目の区分等及びその区分等に基づく授業科目は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則（平成16年規則第38号。以下「授業科目の区分等規則」という。）の定めるところによる。
- 3 外国人留学生等が、授業科目の区分等規則別表に規定する科目区分の留学生基本科目を履修し、その単位を修得した場合は、日本語にあつては4単位までを別表第1に規定する科目区分の初修外国語の修得単位として、日本事情にあつては8単位までをその授業内容により別表第1に規定する科目区分の自然系共通専門基礎又は人文社会・教育科学の修得単位として代えることができる。
- 4 本学部における工学科共通、各分野及び各学位プログラムの学部専門系科目並びにその単位数は、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 5 学部専門系科目の履修については、学生は、第1年次において、主として工学一般及び分野に係る基礎的な学修を行い、第2年次以降において、主として所属する学位プログラムに係る学修を行うものとする。
- 6 その他履修方法、進級・卒業要件等に関し必要な事項は、別に定める。

(履修手続)

第9条 学生は、学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を選択し、所定の期間内に当該授業の担当教員の承認を得なければならない。

- 2 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(授業科目の評価及び修了の認定)

第10条 授業科目の評価及び修了の認定は、試験により行うことを原則として、出席状況、平素の学習状況及び学習報告を加味することができるものとし、担当教員が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊選択科目、卒業研修（建築学プログラムにあつては卒業研修又は基礎設計、人間支援感性科学プログラムにあつては卒業研修Ⅰ及び卒業研修Ⅱ。以下同じ。）及び卒業研究（建築学プログラムにあつては卒業研究又は設計、人間支援感性科学プログラムにあつては卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱ。以下同じ。）については、出席状況及び学習報告等により、学生の所属する学位プログラム長が行う。

(試験)

第11条 前条第1項に定める試験は、毎学期末又は試験の対象となる授業科目が開講されるターム末に行う試験（以下「学期末等試験」という。）及び学期末等試験以外の時間に行う試験（以下「随時試験」という。）とする。

- 2 随時試験を行う科目又は学生に学習報告を提出させる学部専門系科目については、学期末等試験を行わないことがある。
- 3 実験及び実習（製図等）の授業科目については、原則として試験を行わない。
- 4 試験における不正行為により懲戒処分を受けた学生に対しては、不正行為を行った科目は不合格（0点）とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、すべて履修取消とする。

(追試験)

第12条 やむを得ない事由のため、学期末等試験又は集中講義の最終回等を実施する試験を受けることができなかった学生に対しては、本人の願い出により追試験を行うことができる。

- 2 追試験を願い出る学生は、受験できなかった授業科目の試験実施の日から4日以内に、追試験願に、次に掲げる書類を添えて、担当教員の許可を得なければならない。

- (1) 忌引の場合 事実を確認できる書類

- (2) 病気の場合 医師の診断書もしくは医療機関を受診したことを証明できる書類
- (3) 事故の場合 事実を証明できる書類
- (4) その他（授業担当教員が妥当と認めた事由に限る。） 事実を証明できる書類

3 追試験の評価については、別に定める。

（再試験）

第13条 卒業年次の学生で、卒業年次の試験の結果、1科目について不合格のため、卒業の要件を満たさない者については、本人の願い出により、再試験を認めることがある。ただし、外国人留学生等については、2科目不合格であっても再試験を認めることがある。

2 再試験は1回限りとし、その成績評価は60点を上限とする。

（進級）

第14条 第2年次及び第4年次へ進級できる基準は、新潟大学工学部規程細則（平成16年工細則第1号）に定める。

2 進級の判定は、別に定める場合を除き、第2年次への進級においては第1年次、第4年次への進級においては第3年次のそれぞれ学年末に行う。

（教員の免許状）

第15条 本学部において、取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	教員の免許状の種類（免許教科）
工学科	高等学校教諭一種免許状（工業，情報）

（卒業）

第16条 卒業の要件は、本学部に通算4年以上在学して、かつ、第8条第1項に規定する単位を修得するものとする。

2 学則第60条第3項の規定に基づき、本学部の学生で本学部に通算3年以上在学したものが、卒業の要件単位（卒業研修、卒業研究、卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱの単位については、選択必修科目又は選択科目の単位をもって代える。）を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

3 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

（編入学及び再入学）

第17条 学則第62条第1項及び第2項並びに第63条の規定による編入学又は再入学を志願した者に対する選考については、別に定める。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算の認定については、教授会が行う。

（転部及び転入学）

第18条 学則第64条の規定による転部又は転入学を志願した者に対する選考については、別に定める。

2 前項の規定により転部又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算の認定については、教授会が行う。

（転分野及び転学位プログラム）

第19条 本学部の学生で、分野又は学位プログラムの変更を願い出た者に対する選考については、別に定める。

（雑則）

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 機械システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、福祉人間工学科、化学システム工学科、建設学科及び機能材料工学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 28 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「国際工学概論」「国際工学事情」「国際マーケット・グループワーク・インターンシップ A」「国際マーケット・グループワーク・インターンシップ B」「国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ A」及び「国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ B」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に在学する学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「国際研修」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち「電子情報通信概論」、「知能情報システム概論」、「物理工学 IV(熱・統計力学)」、「電気回路演習 I」、「電気回路演習 II」、「電磁気学演習 I」、「電磁気学演習 II」、「電気機器」、「電波・電気通信法規」、「発変電工学」、「高電圧工学」、「電気法規・施設管理」、「基礎無機化学」、「基礎有機化学」及び「物理数学」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち「加工学」、「電子情報通信実験Ⅳ」、「人工知能基礎」、「人間工学」、「触媒化学」、「建築環境工学Ⅰ」及び「建築環境制御学Ⅰ」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち「計測工学」、「高分子化学 A」、「高分子化学 B」、「物理化学Ⅳ」、「電子情報通信設計製図」、「化学工学計算演習」、「反応工学演習」、「移動現象演習」、「応用化学演習Ⅰ」、「応用化学演習Ⅱ」、「応用化学演習Ⅲ」、「応用化学演習Ⅳ」、「応用化学演習Ⅴ」、「分離工学演習」、「材料科学 PBL」、「電子情報通信実験Ⅰ」、「電子情報通信実験Ⅱ」、「電子情報通信実験Ⅲ」、「化学工学実験」、「製図基礎」、「機械材料」、「バイオメカニクス」、「ソフトウエア工学」、「情報数学」、「オペレーティングシステム」、「情報システムとセキュリティ」、「機械学習」、「ロボティクス・メカトロニクス」、「生体計測」、「データベース」、「設計製図Ⅰ」、「設計製図Ⅱ」、「設計製図Ⅲ」、「設計製図Ⅳ」、「機械工学演習」、「3D CAD 演習」、「知能情報システム実験Ⅲ」、「知能情報システム実験Ⅳ」、「土木技術者倫理」、「河川工学(工)」、「海岸工学」、「地

形学」,「土木計画学」,「交通工学」,「設計方法論」,「建築構造設計Ⅱ」,「近代建築史」,「建築施工」,「社会基盤プロジェクト・マネジメント」,「建築設計製図Ⅲ」,「建築設計製図Ⅳ」,「建築設計製図Ⅴ」,「建築設計製図Ⅵ」,「建築計画演習Ⅰ」,「建築計画演習Ⅱ」,「建築構造設計演習Ⅰ」,「建築構造設計演習Ⅱ」,「建築構造設計演習Ⅲ」,「建築構造設計演習Ⅳ」,「建築環境工学演習Ⅰ」,「建築環境工学演習Ⅱ」,「建築環境制御学演習Ⅰ」,「建築環境制御学演習Ⅱ」,「建築材料・構造実験Ⅰ」及び「建築材料・構造実験Ⅱ」を履修し,卒業に必要な単位として加えることができる。なお,これらの科目の入学年度の別表第3への適用にあたっては,それぞれの科目を開講する主専攻プログラムと同一名称の区分に含めるものとする。

附 則

- 1 この規程は,令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については,なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は,令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生の主専攻プログラムの取扱い並びに履修方法及び卒業要件については,なお従前の例による。

ただし,施行の日に現に在学する学生は,改正後の別表第1に規定する「教養教育に関する授業科目」の科目区分「初修外国語」のうち細区分「グローバル理解」を履修し,卒業に必要な単位とすることができる。

附 則

この規程は,令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

卒業に必要な修得単位数

区分等			単位数			備 考						
科目区分		細区分	必修	選択必修	選択							
教 養 系 科 目	大学学習法	大学学習法	2			別表第2に規定する学部専門系科目を除く。 体育実技において必修に算入される授業科目は、「健康スポーツ科学実習Ⅰ」に限る。 情報リテラシーにおいて必修に算入される授業科目は、「エンジニアのためのデータサイエンス入門」に限る。						
	英語	英語	2									
		実践英語										
	初修外国語	グローバル理解 ドイツ語 フランス語 ロシア語 中国語 朝鮮語 スペイン語 イタリア語 外国語スペシャル その他	2									
		健康・スポーツ		体育実技	1							
				体育講義								
		情報リテラシー		情報リテラシー	2		1 1					
				情報処理概論								
		自然系共通専門基礎		数学・統計学 物理学 化学 生物学 地学				1 0				
				自然科学			理学 工学 農学					
							人文社会・教育科学			人文科学 教育人間科学 法学 経済学	4	2
										新潟大学個性化科目		
	医歯学	医学 歯学										
		留学生基本科目		日本語 日本事情								
小計			1 3	1 2	1 1							
合計			3 6									
学 部 専 門 系 科 目			8 2			新潟大学工学部規程細則（平成16年工細則第1号）で定める卒業に必要な科目区分等に応じた単位とする。						
教養系科目 又は 学部専門系科目			6									
合計			1 2 4									

別表第2（第8条関係）

学 部 専 門 系 科 目 及 び 単 位 数

1 工学科共通

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専 門 応 用 科 目 群	必修科目	総合工学概論	2	
		総合技術科学演習	2	
		技術者の心がまえ	2	
		知的財産概論	1	
		情報セキュリティ概論	1	
		国際工学概論	1	
	選択科目	職業指導（工）	2	
		創造プロジェクト基礎	2	
		創造プロジェクトⅠ	2	
		創造プロジェクトⅡ	2	
		創造研究プロジェクトⅠ	2	
		創造研究プロジェクトⅡ	2	
		マーケット・インターンシップ	2	
		テクノロジー・インターンシップ	2	
		国際工学事情	1	
		国際工学特論	2	
		国際技術協力	1	
		国際マーケット・グループワーク・インターンシップA	2	
		国際マーケット・グループワーク・インターンシップB	3	
		国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップA	2	
		国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップB	3	
	特殊選択科目	リメディアル演習	1	
	自由科目	単位互換協定に基づき修得した他大学開設科目 特設講義	当該科目について定められている単位数	

2 力学分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎 科目群	選択必修 科目	数物演習	2	
		物理学実験	1	
専門応用 科目群	選択必修 科目	機械工学概論	2	
		社会基盤工学概論	2	
		材料力学入門	2	

3 機械システム工学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎 科目群	選択必修 科目	応用数理A（ベクトル解析）	2	
		応用数理B（常微分方程式）	2	
		複素・フーリエ解析	2	
専門 応用 科目群	必修 科目	材料力学Ⅰ	2	
		流体力学Ⅰ	2	
		工業力学	2	
		機械工作実習Ⅰ	1	
		機械工作実習Ⅱ	1	
		機械工作実習Ⅲ	1	
		熱工学Ⅰ	2	
		機械力学Ⅰ	2	
		製図基礎	2	
		設計製図Ⅰ	1	
		機械工学実験Ⅰ	1	
		設計製図Ⅱ	1	
		機械工学実験Ⅱ	1	
		設計製図Ⅲ	1	
		機械工学実験Ⅲ	1	
		設計製図Ⅳ	1	
		機械工学実験Ⅳ	1	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択 必修 科目	機械設計Ⅰ	2	
		加工学	2	
		材料力学Ⅱ	2	
		流体力学Ⅱ	2	
		機械設計Ⅱ	2	
		熱工学Ⅱ	2	
		機械材料	2	
		機械力学Ⅱ	2	
		システム制御Ⅰ	2	
		機械工学演習	2	
		システム制御Ⅱ	2	
		英文輪読Ⅰ	2	
		英文輪読Ⅱ	2	
	選択 科目 目	エネルギー変換工学	2	
		マイクロマシン	2	
		機械音響工学	2	
		バイオメカニクス	2	
		伝熱工学	2	
		ロボット工学	2	
		ソフトウェア工学	2	
		先端研究入門	2	
	特殊 選択 科目 目	技術英会話	2	
		工場実習	2	
		工場見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

4 社会基盤工学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	社会基盤応用数理及び演習Ⅰ	2	
		社会基盤応用数理及び演習Ⅱ	2	
		応用数理E（確率・統計学）	2	
		社会基盤数理工学	2	
		動力学	2	
専門 科目 群	必修科目	応用力学Ⅰ	2	
		コンクリート工学Ⅰ	2	
		地盤工学Ⅰ	2	
		基礎水理学	2	
		社会基盤工学実験Ⅰ	2	
		社会基盤工学実験Ⅱ	2	
		社会基盤設計基礎	2	
		土木技術者倫理	2	
		技術英語Ⅱ	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択必修科目	応用力学演習Ⅰ	2	
		応用力学Ⅱ	2	
		応用力学演習Ⅱ	2	
		建設材料学	2	
		コンクリート工学Ⅱ	2	
		コンクリート構造工学	2	
		地盤工学Ⅱ	2	
		地盤工学Ⅲ	2	
		水理学及び演習Ⅰ	2	
		水理学及び演習Ⅱ	2	
		社会基盤製図	2	
		社会基盤プロジェクト・マネジメント	4	
		測量学（工）	2	
		測量学実習（工）	2	
	選択科目	都市計画学Ⅱ	2	
		技術英語Ⅰ	2	
		河川工学（工）	2	
		海岸工学	2	
	特殊選択科目	地形学	2	
		土木計画学	2	
		交通工学	2	
		インターンシップ	2	
		現場見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

5 情報電子分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門 応用 科目群	選択 必修 科目	電子情報通信概論	1	
		知能情報システム概論	1	
		コンピュータ基礎	2	
		プログラミング基礎Ⅰ	2	
		プログラミング基礎Ⅱ	2	

6 電子情報通信プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門 基礎 科目群	選択 必修 科目	応用数理B（常微分方程式）	2	
		応用数理C（複素解析）	2	
		応用数理E（確率・統計学）	2	
		電気数理Ⅰ（ベクトル解析）	2	
		電気数理Ⅱ（フーリエ解析）	2	
		物理工学Ⅱ（解析力学）	2	
		物理工学Ⅲ（量子物理学）	2	
		物理工学Ⅳ（熱・統計力学）	2	
専門 応用 科目群	必修 科目	電気回路Ⅰ	3	
		電磁気学Ⅰ	3	
		電子情報通信実験Ⅰ	2	
		電子情報通信実験Ⅱ	2	
		電子情報通信実験Ⅲ	2	
		電子情報通信実験Ⅳ	2	
		電子情報通信設計製図	2	
		論文輪講	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択 必修 科目	プログラミングBⅠ	2	
		プログラミングBⅡ	2	
		ディジタル回路	2	
		電気回路Ⅱ	3	
		電気回路Ⅲ	2	
		電気計測	2	
		電子回路	2	
		電磁気学Ⅱ	3	
		ディジタル信号処理	2	
		システム制御工学	2	
		技術英語	2	
		電子デバイスⅠ	2	
		電子デバイスⅡ	2	
		電子物性工学Ⅰ	2	
		電子物性工学Ⅱ	2	
		通信方式基礎	2	
		情報理論	2	
		画像情報工学	2	
		情報システムとセキュリティ	2	
		光量子電子工学	2	
		光応用工学	2	
		電気機器	2	
		送配電工学	2	
		パワーエレクトロニクス	2	
		発変電工学	2	
		高電圧工学	2	
	選択科目	ネットワーク工学	2	
		電波・電気通信法規	2	
		電気法規・施設管理	1	
	特殊 選択 科目	インターンシップ	2	
		施設見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

7 知能情報システムプログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	応用数理E (確率・統計学)	2	
		電気数理I (ベクトル解析)	2	
		応用数理B (常微分方程式)	2	
		電磁気学	2	
		応用数理C (複素解析)	2	
		電気数理II (フーリエ解析)	2	
		物理工学II (解析力学)	2	
		物理工学III (量子物理学)	2	
		物理工学IV (熱・統計力学)	2	
専門応用科目群	必修科目	プログラミングA I	2	
		プログラミングA II	2	
		情報システム基礎実習	1	
		知能情報システム実験 I	1	
		知能情報システム実験 II	1	
		知能情報システム実験 III	1	
		知能情報システム実験 IV	1	
		研究室体験実習	1	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択必修科目	情報数学	2	
		データ構造とアルゴリズム	2	
		電気回路	2	
		離散数学	2	
		論理回路	2	
		コンピュータネットワーク	2	
		形式言語とオートマトン	2	
		オペレーティングシステム	2	
		コンピュータアーキテクチャ	2	
		人工知能基礎	2	
		機械学習	2	
		信号処理	2	
		情報理論	2	
		技術英語	2	
		情報システムとセキュリティ	2	
		データ工学	2	
	選択必修科目	数理論理学	2	
		ネットワーク工学	2	
		基礎電子回路	2	
		データベース	2	
		数値計算プログラミング	2	
		人間工学	2	
		ロボティクス・メカトロニクス	2	
		コンパイラ	2	
		制御工学	2	
		マルチメディアコンピューティング	2	
		生体計測	2	
		アシスティブ・テクノロジー	2	
	選択必修科目	電子デバイス	2	
		プログラミングA III	2	
		電波・電気通信法規	2	
		インターンシップ	2	
	特殊選択科目	施設見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

8 化学材料分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎 科目群	選択必修 科目	基礎無機化学	2	
		基礎有機化学	2	
		化学工学基礎	2	

9 化学システム工学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎 科目群	選択必修 科目	高分子化学概論	2	
		基礎物理化学	2	
		化学システム応用数理	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	応用数理B(常微分方程式)	2	
		基礎物理工学	2	
		卒業研究	6	
専門基礎 科目群	必修科目	技術文献リサーチA	1	
		技術文献リサーチB	1	
		技術文献リサーチC	1	
専門基礎 科目群	必修科目	技術文献リサーチD	1	
		卒業研究	2	
		卒業研究	6	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	有機化学(工)	2	
		反応工学I	2	
		拡散操作I	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	分析化学(工)	2	
		無機化学	2	
		無機化学実験(工)	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	分析化学実験(工)	2	
		拡散操作II	2	
		化学工学計算演習	1	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	反応工学演習	1	
		物理化学I	2	
		移動論基礎	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	物理化学実験(工)	2	
		有機化学実験(工)	2	
		プロセス伝熱工学	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	移動現象演習	1	
		化学実験1	1	
		計測化学I	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	高分子化学A	2	
		反応速度論	2	
		高分子化学実験	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	化学技術英語	2	
		反応工学II	2	
		粉体工学	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	化学実験2	1	
		設計製図	1	
		計測化学II	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	有機反応化学	2	
		化学工学実験	4	
		物理化学II	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	高分子化学B	2	
		無機工業化学	2	
		応用化学演習I	1	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	応用化学演習II	1	
		応用化学演習III	1	
		分離工学演習	1	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	プロセス制御	2	
		有機合成化学	2	
		応用化学演習IV	1	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	応用化学演習V	1	
		機械的分離工学	2	
		化学工学英語	1	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	無機合成化学	2	
		分子設計化学	2	
		反応工学III	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	拡散操作III	2	
		物理化学III	2	
		反応装置工学	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	工程解析	2	
		工場見学	1	
		工場実習	2	
専門基礎 科目群	選択必修 科目	特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

10 材料科学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	応用数理A (ベクトル解析)	2	
		応用数理E (確率・統計学)	2	
		物理数学	2	
		基礎電磁気学	2	
		基礎解析力学	2	
		基礎量子力学 (工)	2	
		基礎統計物理	2	
		基礎材料物理化学	2	
		基礎材料組織学	2	
専門応用科目群	必修科目	材料科学実験 I	2	
		材料科学実験 II	2	
		材料科学PBL	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択必修科目	受動電気回路素子論	2	
		応用電磁気学	2	
		応用量子力学	2	
		応用統計物理	2	
		物質構造論	2	
		磁性・超伝導	2	
		半導体物性・デバイス	2	
		材料分析化学	2	
		電気化学	2	
		光化学	2	
		触媒化学	2	
		高分子科学	2	
		高分子材料化学	2	
		機能性高分子材料	2	
		工業生化学	2	
		生体分子工学	2	
		生物材料工学	2	
		材料評価学	2	
		計測工学	2	
		技術英語	4	
		論文輪講	4	
	選択科目	インターンシップ	2	
	特殊選択科目	工場見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

11 建築分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門応用科目群	選択必修科目	建築学概論	2	
		建築図学Ⅰ	1	
		建築図学Ⅱ	1	

12 建築学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門応用科目群	必修科目	卒業研修又は基礎設計	2	
		卒業研究又は設計	6	
	選択科目	建築製図基礎Ⅰ	1	
		建築製図基礎Ⅱ	1	
		建築設計製図Ⅰ	2	
		建築設計製図Ⅱ	2	
		建築設計製図Ⅲ	2	
		建築設計製図Ⅳ	2	
		建築設計製図Ⅴ	2	
	択	建築計画学Ⅰ	2	
		設計方法論	2	
		建築構造解析学・演習Ⅰ	2	
	必	建築構造解析学・演習Ⅱ	2	
		建築構造解析学・演習Ⅲ	2	
		建築構造設計Ⅰ	2	
	修	建築構造設計Ⅱ	2	
		建築構造設計演習Ⅰ	1	
		建築構造設計演習Ⅱ	1	
	科	建築材料・構造実験Ⅰ	2	
		建築材料・構造実験Ⅱ	2	
		建築材料	2	
	目	建築環境工学Ⅰ	2	
		建築環境工学Ⅱ	2	
		建築環境工学演習Ⅰ	1	
	目	建築環境工学演習Ⅱ	1	
		建築環境制御学演習Ⅰ	1	
		建築環境制御学演習Ⅱ	1	
	目	都市計画学Ⅰ	2	
		都市計画学Ⅱ	2	
		都市デザイン論	2	
	目	都市計画・デザイン演習	2	
		建築設計製図Ⅵ	2	
		建築計画学Ⅱ	2	
	択	日本建築史	2	
		近代建築史	2	
		建築構造解析学・演習Ⅳ	2	
	科	建築構造設計演習Ⅲ	1	
		建築構造設計演習Ⅳ	1	
		建築施工	2	
	目	建築法規	2	
		建築環境制御学Ⅰ	2	
		建築環境制御学Ⅱ	2	
	目	建築計画演習Ⅰ	1	
		建築計画演習Ⅱ	1	
	特殊選択科目	施設見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

13 融合領域分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門応用科目群	選択必修科目	人間支援感性科学概論	2	
		協創経営概論	2	
		ビジネス統計学	2	
		アントレプレナーシップ	2	
		コンピュータ基礎	2	
		プログラミング基礎Ⅰ	2	
		プログラミング基礎Ⅱ	2	

14 人間支援感性科学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	電気回路	2	
		応用数理E（確率・統計学）	2	
		電気数理Ⅱ（フーリエ解析）	2	
		音楽工学入門	2	
		コミュニケーションツールとしての視覚造形	2	
		健康スポーツシステム論	2	
専門応用科目群	必修科目	実践プログラミングⅠ	2	
		実践プログラミングⅡ	2	
		人間支援感性科学実験Ⅰ	1	
		人間支援感性科学実験Ⅱ	1	
		人間支援感性科学実験Ⅲ	1	
		人間支援感性科学実験Ⅳ	1	
		卒業研修Ⅰ	2	
		卒業研修Ⅱ	2	
		卒業研究Ⅰ	2	
		卒業研究Ⅱ	6	
		論文輪講	2	
	選択必修科目	デザイン基礎	2	
		フィジカルコンディショニング	2	
		ラケットスポーツ	2	
		人間工学	2	
		社会福祉論	2	
		表現素材演習Ⅰ	2	
		音創造演習Ⅰ	2	
		フィジカルコンピューティング	2	
		空間造形演習	2	
		パフォーマンスコミュニケーション	2	
		コンピュータネットワーク	2	
		アウトドアサイエンス	2	
		スポーツ生理学	2	
		福祉情報工学	2	
		表現素材演習Ⅱ	2	
		電子回路	2	
		生体計測	2	
		実践物理学演習	2	
		実験計画法	2	
		表現素材演習Ⅲ	2	
		音創造演習Ⅱ	2	
		デジタルサイネージ	2	
		機能生理学	2	
		表現素材演習Ⅳ	2	
		生体医工学	2	
		ウィンタースポーツサイエンス	2	
		論理回路	2	
		芸術プロジェクト概論	2	
		データベース	2	
		人工知能基礎	2	
		数値計算プログラミング	2	
		看護工学	2	
		スポーツバイオメカニクス	2	
		音楽応用演習	2	
		制御工学	2	
		発育発達論	2	
		技術英語	2	
		芸術プロジェクト表現実習Ⅰ	1	
		データ工学	2	
		アシスティブ・テクノロジー	2	
		診断支援工学	2	
		マルチメディアコンピューティング	2	
		フィールドスポーツ	2	
		スポーツ心理学	2	
		芸術プロジェクト表現実習Ⅱ	1	
		生体信号処理	2	
		ゴルフサイエンス	2	
	特殊選択科目	インターンシップ	2	
		施設見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

15 協創経営プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	必修科目	産業・地域実習基礎	1	
	選択	産業・地域実習	1～5	
		応用数理A（ベクトル解析）	2	
		電気数理Ⅰ（ベクトル解析）	2	
		応用数理B（常微分方程式）	2	
		化学システム応用数理	2	
		応用数理C（複素解析）	2	
		応用数理E（確率・統計学）	2	
		電気数理Ⅱ（フーリエ解析）	2	
		物理数学	2	
	択	複素・フーリエ解析	2	
		社会基盤応用数理及び演習Ⅰ	2	
		社会基盤応用数理及び演習Ⅱ	2	
		社会基盤数理工学	2	
	必修	数物演習	2	
		物理工学Ⅱ（解析力学）	2	
		基礎解析力学	2	
		動力学	2	
		電磁気学	2	
		基礎電磁気学	2	
		基礎物理工学	2	
		物理工学Ⅲ（量子物理学）	2	
		基礎量子力学（工）	2	
		物理工学Ⅳ（熱・統計力学）	2	
	科目	基礎統計物理	2	
		物理工学実験	1	
		基礎無機化学	2	
		基礎有機化学	2	
	目	化学工学基礎	2	
		高分子化学概論	2	
		基礎物理化学	2	
		基礎材料物理化学	2	
		基礎材料組織学	2	
専門応用科目群	必修科目	経営管理入門	2	
		課題解決プロジェクトⅠ	2	
		課題解決プロジェクトⅡ	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択	技術英語	2	
		科学技術表現法	2	
		組織マネジメント基礎	2	
		プロジェクト・マネジメント基礎	2	
		マーケティング基礎	2	
		生産・品質管理基礎	2	
		企業会計基礎	2	
		社会システム工学演習	6	
		課題発見プロジェクト	2	
	必修科目	別表第3に定める先端融合材料パッケージ，先進未来システムパッケージ，次世代社会文化環境システムデザインパッケージ，エネルギー・環境パッケージにおいて開設する授業科目		
		別表第3に定める先端融合材料パッケージ，先進未来システムパッケージ，次世代社会文化環境システムデザインパッケージ，エネルギー・環境パッケージにおいて指定する実習・演習・実験系科目		
	特殊選択科目	工場実習	2	
		工場見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

別表第3 (第8条関係)

協創経営プログラム各パッケージの選択必修科目

(注) プログラム配属時に選択したパッケージ以外の科目を修得した場合、応用専門科目群のC単位として扱う。

パッケージ名	授業科目	単位数
先	電子情報通信概論	1
	電磁気学Ⅰ	3
端	電磁気学Ⅱ	3
	応用電磁気学	2
融	応用量子力学	2
	応用統計物理	2
合	電気回路Ⅰ	3
	電気回路Ⅱ	3
材	電気回路Ⅲ	2
	電気回路 (知能情報システムプログラム開講)	2
料	受動電気回路素子論	2
	電子回路	2
パ	基礎電子回路	2
	電気計測	2
ッ	計測工学	2
	電子デバイスⅠ	2
ケ	電子デバイスⅡ	2
	電子デバイス	2
	電子物性工学Ⅰ	2
	電子物性工学Ⅱ	2
ジ	半導体物性・デバイス	2
	材料力学入門	2
ツ	材料力学Ⅰ	2
	材料力学Ⅱ	2
ケ	材料評価学	2
	物質構造論	2
	電気化学	2
	磁性・超伝導	2
ジ	光量子電子工学	2
	光応用工学	2
ツ	光化学	2
	電気機器	2
ケ	パワーエレクトロニクス	2
	無機化学	2
	有機化学 (工)	2
	有機反応化学	2
ジ	有機合成化学	2
	高分子化学A	2
ツ	高分子化学B	2
	高分子科学	2
ケ	高分子材料化学	2
	機能性高分子材料	2
	分子設計化学	2
	物理化学Ⅰ	2
ジ	物理化学Ⅱ	2
	物理化学Ⅲ	2
ツ	分析化学 (工)	2
	材料分析化学	2
ケ	計測化学Ⅰ	2
	計測化学Ⅱ	2
	反応工学Ⅰ	2
	反応工学Ⅱ	2
ジ	反応工学Ⅲ	2
	反応速度論	2
ツ	反応装置工学	2
	触媒化学	2
ケ	拡散操作Ⅰ	2
	拡散操作Ⅱ	2
	拡散操作Ⅲ	2
	移動論基礎	2
ジ	プロセス伝熱工学	2
	プロセス制御	2
	粉体工学	2

先端融合材料パッケージ	無機工業化学	2
	無機合成化学	2
	機械的分離工学	2
	工業生化学	2
	生体分子工学	2
	生物材料工学	2
	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	電子情報通信設計製図	2
	化学工学計算演習	1
	反応工学演習	1
	移動現象演習	1
	設計製図	1
	応用化学演習Ⅰ	1
	応用化学演習Ⅱ	1
	応用化学演習Ⅲ	1
	応用化学演習Ⅳ	1
先進未来システマチックエンジニアリング	応用化学演習Ⅴ	1
	分離工学演習	1
	材料科学PBL	2
	電子情報通信実験Ⅰ	2
	電子情報通信実験Ⅱ	2
	電子情報通信実験Ⅲ	2
	電子情報通信実験Ⅳ	2
	化学実験Ⅰ	1
	化学実験Ⅱ	1
	無機化学実験(Ⅰ)	2
	有機化学実験(Ⅰ)	2
	高分子化学実験	2
	物理化学実験(Ⅰ)	2
	分析化学実験(Ⅰ)	2
	化学工学実験	4
	材料科学実験Ⅰ	2
	材料科学実験Ⅱ	2
先進未来システマチックエンジニアリング	機械工学概論	2
	電子情報通信概論	1
	知能情報システム概論	1
	材料力学入門	2
	材料力学Ⅰ	2
	材料力学Ⅱ	2
	流体工学Ⅰ	2
	流体工学Ⅱ	2
	工業力学	2
	熱工学Ⅰ	2
	熱工学Ⅱ	2
	機械力学Ⅰ	2
	機械力学Ⅱ	2
	製図基礎	2
	機械設計Ⅰ	2
	機械設計Ⅱ	2
	加工学	2
	機械材料	2
	システム制御Ⅰ	2
	システム制御Ⅱ	2
	システム制御工学	2
	制御工学	2
	エネルギー変換工学	2
	マイクロマシン	2
	バイオメカニクス	2
	伝熱工学	2
	機械音響工学	2
	ロボット工学	2
	ソフトウェア工学	2
	プログラミングAⅠ	2
	プログラミングAⅡ	2
	プログラミングAⅢ	2
	プログラミングBⅠ	2
	プログラミングBⅡ	2

先	電磁気学Ⅰ	3
	電磁気学Ⅱ	3
進	応用電磁気学	2
	電気回路Ⅰ	3
未	電気回路Ⅱ	3
	電気回路Ⅲ	2
来	電気回路（知能情報システムプログラム開講）	2
	受動電気回路素子論	2
シ	電子回路	2
	基礎電子回路	2
ス	ディジタル回路	2
	ディジタル信号処理	2
テ	電気計測	2
	計測工学	2
ム	通信方式基礎	2
	画像情報工学	2
パ	電気機器	2
	パワーエレクトロニクス	2
ツ	送配電工学	2
	発電電工学	2
ケ	高電圧工学	2
	ネットワーク工学	2
	電波・電気通信法規	2
	電気法規・施設管理	1
ジ	情報数学	2
	データ構造とアルゴリズム	2
	離散数学	2
	人工知能基礎	2
	論理回路	2
	コンピュータネットワーク	2
	形式言語とオートマトン	2
	オペレーティングシステム	2
	コンピュータアーキテクチャ	2
	信号処理	2
	情報理論	2
	データ工学	2
	情報システムとセキュリティ	2
	機械学習	2
	数理論理学	2
	数値計算プログラミング	2
	ロボティクス・メカトロニクス	2
	コンパイラ	2
	マルチメディアコンピューティング	2
	生体計測	2
	アシスティブ・テクノロジー	2
	データベース	2
	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	設計製図Ⅰ	1
	設計製図Ⅱ	1
	設計製図Ⅲ	1
	設計製図Ⅳ	1
	機械工学演習	2
	電子情報通信設計製図	2
	機械工学実験Ⅰ	1
	機械工学実験Ⅱ	1
	機械工学実験Ⅲ	1
	機械工学実験Ⅳ	1
	電子情報通信実験Ⅰ	2
	電子情報通信実験Ⅱ	2
	電子情報通信実験Ⅲ	2
	電子情報通信実験Ⅳ	2
	知能情報システム実験Ⅰ	1
	知能情報システム実験Ⅱ	1
	知能情報システム実験Ⅲ	1
	知能情報システム実験Ⅳ	1

次 世 代 社 会 文 化 環 境 シ ス テ ム デ ザ イ ン パ ツ ケ ー ジ	社会基盤工学概論	2
	建築学概論	2
	材料力学入門	2
	応用力学Ⅰ	2
	応用力学Ⅱ	2
	コンクリート工学Ⅰ	2
	コンクリート工学Ⅱ	2
	コンクリート構造工学	2
	地盤工学Ⅰ	2
	地盤工学Ⅱ	2
	地盤工学Ⅲ	2
	基礎水理学	2
	土木技術者倫理	2
	建設材料学	2
	測量学（工）	2
	河川工学（工）	2
	海岸工学	2
	地形学	2
	土木計画学	2
	交通工学	2
	建築計画学Ⅰ	2
	建築計画学Ⅱ	2
	設計方法論	2
	建築構造設計Ⅰ	2
	建築構造設計Ⅱ	2
	建築材料	2
	建築環境工学Ⅰ	2
	建築環境工学Ⅱ	2
	都市計画学Ⅰ	2
	都市計画学Ⅱ	2
	都市デザイン論	2
	日本建築史	2
	近代建築史	2
	建築施工	2
	建築法規	2
	建築環境制御学Ⅰ	2
	建築環境制御学Ⅱ	2
	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	社会基盤設計基礎	2
	応用力学演習Ⅰ	2
	応用力学演習Ⅱ	2
	水理学及び演習Ⅰ	2
	水理学及び演習Ⅱ	2
	社会基盤製図	2
	社会基盤プロジェクト・マネージメント	4
	測量学実習（工）	2
	建築図学Ⅰ	1
	建築図学Ⅱ	1
	建築製図基礎Ⅰ	1
	建築製図基礎Ⅱ	1
	建築設計製図Ⅰ	2
	建築設計製図Ⅱ	2
	建築設計製図Ⅲ	2
	建築設計製図Ⅳ	2
	建築設計製図Ⅴ	2
	建築設計製図Ⅵ	2
	建築計画演習Ⅰ	1
	建築計画演習Ⅱ	1
	建築構造解析学・演習Ⅰ	2
	建築構造解析学・演習Ⅱ	2
	建築構造解析学・演習Ⅲ	2
	建築構造解析学・演習Ⅳ	2
	建築構造設計演習Ⅰ	1
	建築構造設計演習Ⅱ	1
	建築構造設計演習Ⅲ	1
	建築構造設計演習Ⅳ	1
	建築環境工学演習Ⅰ	1
	建築環境工学演習Ⅱ	1
	建築環境制御学演習Ⅰ	1
	建築環境制御学演習Ⅱ	1
	都市計画・デザイン演習	2
	社会基盤工学実験Ⅰ	2
	社会基盤工学実験Ⅱ	2
	建築材料・構造実験Ⅰ	2
	建築材料・構造実験Ⅱ	2

エ	電子情報通信概論	1
	電磁気学Ⅰ	3
	電磁気学Ⅱ	3
ネ	応用電磁気学	2
	電気回路Ⅰ	3
	電気回路Ⅱ	3
ル	電気回路Ⅲ	2
	電気回路（知能情報システムプログラム開講）	2
	受動電気回路素子論	2
ギ	電子回路	2
	基礎電子回路	2
	電子デバイスⅠ	2
ー	電子デバイスⅡ	2
	電子デバイス	2
	電子物性工学Ⅰ	2
・	電子物性工学Ⅱ	2
	半導体物性・デバイス	2
	電気化学	2
環	磁性・超伝導	2
	パワーエレクトロニクス	2
	物理化学Ⅰ	2
境	物理化学Ⅱ	2
	物理化学Ⅲ	2
	エネルギー変換工学	2
パ	伝熱工学	2
	電気機器	2
	送配電工学	2
ツ	発電電工学	2
	高電圧工学	2
	建築環境工学Ⅰ	2
ケ	建築環境工学Ⅱ	2
	建築環境制御学Ⅰ	2
	建築環境制御学Ⅱ	2
ー	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	建築環境工学演習Ⅰ	1
	建築環境工学演習Ⅱ	1
ジ	建築環境制御学演習Ⅰ	1
	建築環境制御学演習Ⅱ	1
	電子情報通信実験Ⅰ	2
ー	電子情報通信実験Ⅱ	2
	電子情報通信実験Ⅲ	2
	電子情報通信実験Ⅳ	2
ジ	材料科学実験Ⅰ	2
	材料科学実験Ⅱ	2
	化学実験Ⅰ	1
	化学実験Ⅱ	1
	分析化学実験（工）	2

○新潟大学工学部規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟大学工学部規程（平成16年工規程第1号。以下「規程」という。）に基づき、新潟大学工学部（以下「本学部」という。）の学生の履修方法、進級・卒業要件等に関し必要な事項について定めるものとする。

(学部専門系科目の標示)

第2条 この細則において、規程第7条第2項で定める学部専門系科目の各科目群の授業科目の種類を、次のとおり表すものとする。

必修科目	A科目
選択必修科目	B科目
選択科目	C科目
特殊選択科目	D科目
自由科目	E科目

(履修手続)

第3条 学生は、所属する学位プログラムの他年次の学部専門系科目又は他の学位プログラムの学部専門系科目を履修することができる。ただし、履修順序が定められている場合には、それに従わなければならない。

2 授業科目の履修については、授業開始前に所定の履修手続を行うものとする。

第4条 学生は、履修の承認を受けた後に履修を取り消す場合は、速やかに担当教員に聴講取消票を提出しなければならない。

(履修科目登録単位数の上限)

第5条 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数は、28単位を上限とする。

2 前項に規定する単位数には、集中講義科目、単位互換制度に基づいて他大学が開設する科目、休業期間中に特別に開講する科目、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教職に関する科目、リメディアル演習の単位は含まないものとする。

(既修得科目の再履修)

第6条 学生は、既に単位を修得した授業科目については、再履修することができないものとする。

(履修上の指導)

第7条 学生の履修上の指導を行うため、指導教員を置く。

2 指導教員は、第1年次から第3年次の学生にあつては、学年担当教員、第4年次の学生にあつては、学年担当教員若しくは卒業研究指導教員又はその両者とする。

(学位プログラム)

第8条 学生の所属する学位プログラムは、学生の志望等に基づき教授会で決定し、公示する。

(試験及び単位の授与)

第9条 規程第11条第1項に定める学部専門系科目の試験は、履修が承認された授業科目について受けることができる。

2 合格と認定された学部専門系科目については、当該授業科目の授業が終了する学期又はターム末に、所定の単位を与える。ただし、D科目（「リメディアル演習」を除く。）については、学部で定めた条件を満たした学期又はターム末に、所定の単位を与える。

(進級)

第10条 第2年次及び第4年次へ進級できる者は、次の基準によるものとする。

(1) 第2年次への進級

本学部に通算 1 年以上在学し、教養系科目及び学部専門系科目を合計 32 単位以上修得（総合工学概論，総合技術科学演習，技術者の心がまえ，知的財産概論及び情報セキュリティ概論のうちから 4 単位の修得を含む。ただし，D 科目の単位は含めることができない。）した者

(2) 第 4 年次への進級

本学部に通算 3 年以上在学し、別表第 1 に定める第 3 年次までに履修しなければならない授業科目の単位数以上の単位を修得した者

(卒業資格)

第 1 1 条 本学部を卒業するためには、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 本学部に通算 4 年以上在学すること。
- (2) 別表第 2 に定める単位数以上の単位を修得すること。

(第 4 年次進級基準及び卒業資格基準における授業科目等の取扱い)

第 1 2 条 前 2 条の規定における学部専門系科目（専門基礎科目群及び専門応用科目群）の授業科目等について、学生の所属する学位プログラム以外の A，B 及び C 科目の単位を、所属する学位プログラムの専門応用科目群の C 科目の単位として加えることができるものとする。ただし、専門基礎科目群の授業科目のうち、他の学位プログラムで開設する科目が、所属する学位プログラムで開設する科目と同一科目名の場合は、所属する学位プログラムで定める専門基礎科目群の科目の区分による単位とする。

(学修成果の評価等)

第 1 3 条 学生が履修登録したすべての授業科目について、1 単位当たりの成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出するものとする。

2 G P A は、次に掲げる基準により学期ごとに算出するものとし、入学後の履修登録したすべての授業科目の累積 G P A についても算出する。

- (1) 100 点満点で評価された各授業科目のグレード・ポイント（以下「G P」という。）は、次の計算式で算出する。ただし、得点が 60 点未満のときの G P は、0 とする。

$$G P = (\text{得点} - 50) / 10$$

- (2) G P A は、学期ごとに次の計算式で算出する。

$$G P A = \{ \text{履修登録した各授業科目の単位数} \times G P \} \text{ の総和} / \text{履修登録した各授業科目の単位数の総和}$$

- (3) 累積 G P A は、次の計算式で算出する。

$$\text{累積 G P A} = \{ \text{入学時以降に履修登録した各授業科目の単位数} \times G P \} \text{ の総和} / \text{入学時以降に履修登録した各授業科目の単位数の総和}$$

(学業席次)

第 1 4 条 学業席次を必要とするときは、次項に規定する基準単位数を満たした者について累積 G P A を用いて決定する。

2 前項の基準単位数は、第 1 年次第 1 学期は 14 単位、同第 2 学期は 28 単位、第 2 年次第 1 学期は 42 単位、同第 2 学期は 56 単位、第 3 年次第 1 学期は 70 単位、同第 2 学期は 84 単位とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、編入学した学生の学業席次の取扱いについては、別に定める。

(早期卒業)

第 1 5 条 規程第 16 条第 2 項に定める卒業の要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合とは、累積 G P A が 3.7 以上で各学位プログラムが実施する最終審査に合格した場合をいい、その手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

第4年次進級基準

第 3 年次の終わりまでに修得すべき最低単位数										
学位プログラム	科 目 区分等	学 部 専 門 系 科 目					計	教養系科目	学部 専門 系科 目又 は教 養系 科目	合計
		専門基礎 科目群		専門応用科目群				規程別表第 1 に 定める単位数		
		A科目	B科目	A科目	B科目	B, C及び E科目の 中から				
機械システム工学プログラム	—	5	32	18	11	66	32 必修 13 選択必修 12 選 択 7	6	104	
社会基盤工学プログラム	—	8	23	32	3					
電子情報通信プログラム	—	10	23	26	7					
知能情報システムプログラム	—	10	19	26	11					
化学システム工学プログラム	—	10	9	44	3					
材 料 科 学 プ ロ グ ラ ム	—	10	15	32	9					
建 築 学 プ ロ グ ラ ム	—	0	9	42	15					
人間支援感性科学プログラム	—	6	21	32	7					
協創経営プログラム	1	9	11	36	9					

備考1 E科目の単位は、6単位までを第4年次進級要件単位に含めることができる。

2 D科目の単位は、第4年次進級要件単位に含めることができない。

3 専門基礎科目群のB科目の余剰単位は、専門応用科目群のB科目の単位として、4年次進級要件単位に含めることができる。

4 化学システム工学プログラムにおける専門応用科目群のB科目44単位は、別に定める標準課程表の注釈に記載されているとおり、コースごとに指定された内訳で修得しなければならない。

5 第3年次編入学学生にあっては、この表に定める単位数にかかわらず、学部専門系科目の単位数の合計が62単位（この表に定めるA科目の全単位数を含むものとする。）以上、教養系科目の単位数の合計が28単位以上で、その単位の合計が104単位以上であれば足りるものとする。

なお、化学システム工学プログラムの第3年次編入学学生にあっては、備考4に定める学部専門系科目の62単位に、この表に定めるA科目の全単位数のほか、応用化学コースでは別に定める標準課程表の●B単位の全単位数を、化学工学コースでは別に定める標準課程表の■B単位の全単位数を含むものとする。

別表第2（第11条関係）

卒業資格基準

修 得 す べ き 最 低 単 位 数									
学位プログラム <									

備考1 E科目単位数の上限は、定めないものとする。

- 2 専門基礎科目群のB科目の余剰単位は、専門応用科目群のB科目の単位として、卒業要件単位に含めることができる。
- 3 化学システム工学プログラムにおける専門応用科目群のB科目44単位は、別に定める標準課程表の注釈に記載されているとおり、コースごとに指定された内訳で修得しなければならない。
- 4 協創経営プログラムにおけるB科目は、規程別表第3に定める科目のうち、プログラム配属時に選択したいずれか一つのパッケージにおいて開講される科目群（パッケージ指定の実習・演習・実験系科目を除く）から14単位以上を含まなければならない。また、別に定める標準課程表の注釈に記載されているとおり、指定された単位を含まなければならない。